

芳川原浄水場等維持管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により実施するので、次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 27 日

十和田市長 小山田 久

1 業務概要

- (1) 件名 「芳川原浄水場等維持管理業務委託」
- (2) 内容 「芳川原浄水場等維持管理業務委託仕様書」のとおり
※契約時における仕様は、契約者との業務提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
※契約締結日から業務開始日の前日までは、習熟準備期間とする。
- (4) 委託上限額 260, 108, 200 円以内(消費税及び地方消費税を含む)
※236, 462, 000 円以内(税抜)
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意のこと。

2 参加要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしてなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) プロポーザル参加表明書の提出締切日において、十和田市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 十和田市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月 14 日十和田市条例第 39 条)に違反しない者。
- (5) 令和 5 年度十和田市物品等有資格者名簿の「営業種目コード 405 施設維持管理①浄水場施設」に市内業者として登録されている者(以下「登録業者」という。)であること。
- (6) 次に掲げる有資格者を配置できる者であること。
- ① 次のア～ウのいずれかに該当する者を有すること。
- ア 水道浄水施設管理技士(2 級以上)
- イ 技術士(上下水道部門における「上水道及び工業用水道」または「水道環境」)かつ、ろ過処理施設の運転・維持管理業務における現場での技術上の実務経験 1 年以上
- ウ 水道浄水施設管理技士 3 級かつ、ろ過処理施設の運転・維持管理業務における現場での技術上の実務経験 3 年以上

- ② 電気主任技術者（第三種以上）
- ③ 特定化学物質等作業主任者
- ④ 酸素欠乏危険作業主任者
- ⑤ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- ⑥ 玉掛け技能講習修了者

(7) 仕様書等に定める下記の業務従事予定者について、次に掲げる全ての要件を満たす者を配置できる者であること。

① 総括責任者

- ア 参加要件（6）①に掲げる者
- イ 本業務に専任で従事できる者
- ウ 公告日以前に3か月以上の直接雇用関係にある者

② 副総括責任者

- ア 本業務に専任で従事できる者
- イ 公告日以前に3か月以上の直接雇用関係にある者

③ 運転監視業務従事者

- ア 本業務に専任で従事できる者
- イ 公告日に直接雇用関係にある者

④ 巡回点検業務従事者

- ア いずれかの者が、参加要件（6）③、④、⑤、⑥に掲げる資格をそれぞれ有すること
- イ 本業務に専任で従事できる者
- ウ 公告日に直接雇用関係にある者

⑤ 機械設備保守点検業務従事者（監督者）

- ア 参加要件（6）②に掲げる者

3 プロポーザル日程

公募開始	令和5年12月27日
質問票の提出期限	令和6年1月15日
質問票に対する回答期限	令和6年1月19日
参加表明書の提出期限	令和6年1月22日
業務提案書の提出期限	令和6年1月26日
プレゼンテーション	令和6年2月13日（予定）
選定結果の通知	令和6年2月15日（予定）

※上記日程は、変更する場合があります。

4 その他

プロポーザル手続きの詳細は「芳川原浄水場等維持管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」等による。

5 問い合わせ先

担当者：十和田市上下水道部水道課施設管理係

住 所：〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

電 話：0176-25-4517

FAX：0176-25-4016

Eメール：suido@city.towada.lg.jp